

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。

国民年金に係る手続はすべて母が行った。母の記憶によると、昭和 54 年 4 月ころに国民年金の加入手続をし、その際、市の担当者から 2 年分の保険料をさかのぼって納付するよう勧められたが、1 度に納付するのは経済的に厳しいと判断し 2 度に分けて納付した。先に昭和 52 年度分を納付し、54 年秋ころに 53 年度分の保険料を納付した。この点について、母は、必ず 1 年以内に納付するので 2 回に分けさせてほしいと頼んだのでよく覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間後は、申立人に未納期間は無く、申立人と同居しており、申立人の加入手続や保険料の納付をしたとする申立人の母親も 36 年 4 月の制度発足以降、60 歳に到達するまで保険料を完納していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行った申立人の母親は、「昭和 54 年 4 月ころ、現年度保険料とは別に過去にさかのぼって保険料を納付することが可能である旨教示を受けたことから納付可能な過年度保険料を 2 回に分けて納付した。」と申立人の国民年金の加入及び保険料の納付手続について具体的に記憶しており、申立人の特殊台帳によると、申立期間直前の 52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料は、54 年 6 月に過年度納付されていることが確

認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする昭和 54 年秋ころは、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことから、申立人の母親は、申立期間の保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

昭和36年11月ころに結婚し、その後しばらくして町役場から国民年金に加入するよう通知が来た。その時に、町役場から保険料をさかのぼって納付できると言われ、実家の父に相談したところ、「年金は将来大事なものであるから他の人と同じだけ納付しなさい。」と言って、保険料を送金してくれた。そのお金でさかのぼって保険料を納付したが、同じ10年生まれの夫の納付記録が36年4月からあるのに対し、私の納付記録が37年7月からであることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除いて、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月23日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち37年4月から同年6月までの国民年金保険料を過年度納付することが可能であったことから、過年度納付について町役場担当者から教示を受けた申立人は、納付済みとなっている申立期間直後の同年7月から39年3月までの保険料に併せて過年度納付したものと考えられる。

2 一方、申立人に対しては、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、上記払出し時点では、申立期間のうち、昭和36年4月

から 37 年 3 月までの期間に係る保険料は時効により納付することができな
かったものと考えられ、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付し
ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該
期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認
められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和36年2月1日、資格喪失日は37年6月21日であると認められ、D社（現在は、E社）における資格取得日は38年5月1日、資格喪失日は40年8月20日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該各期間に係る標準報酬月額については、A社C工場における昭和36年2月から同年7月までの期間は7,000円、同年8月から37年5月までの期間は1万6,000円とし、D社における38年5月から39年6月までの期間は1万2,000円、同年7月から40年7月までの期間は2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から40年8月20日まで

私と夫は、同時期にA社C工場で勤務していたが、申立期間当時、同社では社内恋愛が許されていなかったため、夫が先に同社C工場を退職した後に結婚した。

私には、A社C工場での厚生年金保険の記録があるのに、主人に無いのは考えられないことから、夫も同社C工場において、厚生年金保険厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社C工場を先に退職した後、D社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険事務所が保管するA社C工場の厚生年金保険被保険者名簿及び原票を見ると、申立人の生年月日（昭和15年*月*日と記載）とは異なるものの、36年2月1日から37年6月21日までの期間、申立人と同姓同名の被保険者記録が確認できる。

また、A社C工場において、昭和35年10月1日から39年6月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる同僚は、「申立人は野球をしていて、体の大きな人だった。申立人とは同社C工場ですばらく一緒に働いていた。」と供述しているところ、この供述は、同社C工場において、申立人と同姓同名の記録が確認できる期間の申立人の状況や風貌に関する申立人の妻の供述と一致していることから判断すると、事業主は申立人が同社C工場において、厚生年金保険被保険者の資格を36年2月1日に取得し、37年6月21日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

さらに、A社C工場において、昭和36年2月1日から37年6月21日までの期間、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であると認められる厚生年金保険被保険者番号について、社会保険庁の記録を見ると、38年5月1日から40年8月20日までの期間、D社において厚生年金保険の被保険者記録があり、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者原票においても、生年月日（昭和14年*月*日と記載）が異なっているものの、申立人と同姓同名の被保険者記録が確認できる。

加えて、E社の庶務担当者は、「現在の社長の妻が、『古い書類で申立人の氏名を見たことがあり、先代社長から申立人の話を聞いたことがある。』と話していた。」と供述し、昭和37年5月1日から40年8月1日までの期間、D社で厚生年金保険の被保険者記録の確認できる同僚は、「申立人は、角刈りにして、大柄で運動をしていた。F地から仕事に来ていた。」と供述しているところ、これら申立人の風貌や申立期間当時の住所に関する供述内容は、申立人の妻の供述と一致していることから判断すると、事業主は申立人が同社において、厚生年金保険被保険者の資格を38年5月1日に取得し、40年8月20日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、当該各期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る社会保険庁の記録からA社C工場における昭和36年2月から同年7月までの期間は7,000円、同年8月から37年5月までの期間は1万6,000円とし、D社における38年5月から39年6月までの期間は1万2,000円、同年7月から40年7月までの期間は2万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和36年1月1日から申立人がA社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年2月1日までの期間について、同社は、「申立人に関する書類は、残されていない。」としていることから、当該期間に、申立人が同社で勤務していたことを確認することができない。

また、A社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、D社において同資格を再取得するまでの昭和37年6月21日から38年5月1日ま

での期間について、申立人の妻は、調査段階の聞き取りで「夫は、どこかの会社で勤務していたとは思いますが、会社名を覚えていない。」と供述している。

このほか、当該両期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和37年6月21日から38年5月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 31 日から 43 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 42 年 12 月 31 日になっており、同月 1 か月が未加入期間になっている。

A社を退職したのは、昭和 42 年 12 月 31 日なので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、43 年 1 月 1 日だと思う。年末退職のため同保険の被保険者資格喪失日を間違っただけがあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務期間及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、「実際に勤務していたのは、昭和 42 年 12 月 29 日か 30 日までだったと思うが、31 日は休日であることから、在籍は同年 12 月 31 日までであり、同保険の資格喪失日は、翌日の 43 年 1 月 1 日となるはずである。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当社では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、退職日の翌日として手続しており、月の途中で退職した場合、当該月の同保険の保険料は控除していない。」としているところ、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及び申立期間前後の昭和 42 年 4 月 14 日から 60 年 3 月 26 日までの期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 33 人の資格喪失日を見ると、このうち 5 人は 1 日付けで同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人を含めた 28 人の資格喪失日に規則性は無い上、前述の期間において、申立人と同様に、月末の 43 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、「自分の厚生年金保険加入記録に間違いは無いと思

う。」と供述している。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、A社における離職日は、昭和42年12月30日であることが確認できることから判断すると、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続については、同社が供述しているとおりの取扱いであったものと推認できる。

さらに、A社は、「申立人に係る申立期間当時の資料は残っていない。」としていることから、申立期間当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険の手続に係る関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立てに係る事実及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 20 日から 44 年 7 月 1 日まで

申立期間は、A市B区の婦人服製造卸業のC社で勤務していた。

高校のあっせんによる就職であり、会社案内のパンフレットにも社会保険等完備と記載されていたと記憶していることから、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、「A市B区のC社で勤務していた。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、申立期間のうち昭和43年7月1日から44年5月20日までの期間、事業所名は不明であるが、B公共職業安定所が管轄する事業所において同保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間当時、同社で勤務していたと供述している同僚の供述から、申立期間のうち、少なくとも同保険の被保険者記録が確認できる期間は、申立人が同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の管理する記録において、申立人が主張しているC社は、D社として昭和30年9月1日から38年7月20日までの期間及びC社として48年5月1日から62年11月21日までの期間、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるが、申立期間を含めた38年7月21日から48年4月30日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない。

また、「申立期間当時、C社で勤務していた。」と供述している同僚5人について、社会保険庁の管理する厚生年金保険の被保険者記録を見ると、5人とも申立期間に同社での同保険の被保険者記録は確認できず、このうち、「D社の時代から勤務していた。」と供述している同僚2人は、「C社は、

昭和 38 年ころに経営状態が悪くなかったことから厚生年金保険の適用事業所でなくなった。その後、経営状態が悪くなったこと及び大卒者を求人するに当たり、社会保険を完備する必要から 48 年に再び厚生年金保険の適用事業所となった。」と供述している上、同年 5 月 1 日から C 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、48 年 3 月から勤務しているが、入社時、同社は厚生年金保険に加入していなかった。その後、当時の総務部長が社長に進言して、厚生年金保険に加入した。私は、経理関係の事務をしていたことから同保険への加入手続をしたので良く覚えている。厚生年金保険の適用事業所に該当していない間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、C 社は、法務局の管理する法人登記簿において、既に破産していることが確認できる上、同社の事業主の妻は、「夫は体の具合が悪く、話ができず、私も申立期間当時のことはわからない。」と供述していることから、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いに関する関連資料及び供述を得ることはできないが、社会保険庁の管理する同社の事業主及びその妻の年金記録を見ると、申立期間は国民年金の被保険者であったことが確認できる。

加えて、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

A社においては、平成 6 年 7 月 1 日に臨時社員として雇用された後、同月 21 日から正社員として勤務している。

雇用保険の被保険者記録は平成 6 年 7 月 21 日に資格取得しているのに、厚生年金保険の加入日が同年 8 月 1 日からとなっている。

A社も資格喪失に係る届出誤りであることを認めていることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された社員名簿及び同社の回答により、申立人が同社において、平成 6 年 7 月 1 日から臨時社員として勤務し、同月 21 日からは正社員として勤務していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき厚生年金保険被保険者資格記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められる場合であるところ、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格確認標準報酬決定通知書の控えにより、同社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を平成 6 年 8 月 1 日として届け出ていることが確認できる上、同じく同社から提出された申立人の同年 8 月の給与支払明細書を見ると、事業主は申立人の給与から同年 7 月の厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 26 日から 43 年 1 月 15 日まで

社会保険庁に対して自分の年金記録について照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間は昭和 40 年 8 月 1 日から同年 12 月 26 日までである旨の回答があったが、自分の記憶では同社での勤務期間はもっと長いはずであり、また、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失後、次に勤務した事業所の同資格取得までに 25 か月間程度を要しているが当該期間がこれほど長期間であるはずはない。

また、社会保険庁の記録上、A社の直前に勤務した事業所の名称が誤っていたことから同庁の記録に疑問を持たざるを得ないため調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人は、昭和 40 年 8 月 1 日付けでA社において同保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 25 日付けで同社を離職したこととなっていることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できない。

また、上記雇用保険の記録の内容は、申立人が、昭和 40 年 8 月 1 日付けでA社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 26 日付けで同資格を喪失（厚生年金保険法では退職日の翌日をもって被保険者資格の喪失日とすることとなっている）したこととなっている社会保険庁が管理するオンライン記録の内容と一致しており、これら異なる窓口で行われた手続の記録が一致していることから判断すると、申立期間当時、同社は、申立人の同資格の取得及び喪失の手続を社会保険庁のオンライン記録どおりの内容で行ったものと考えられる。

なお、申立人は、社会保険庁が管理するオンライン記録上の事業所名に誤りがあった事実をもって自身の年金記録に対する懸念を主張しているが、当該事業所名の誤りについては、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているとおりの事業所名が、当該オンライン記録に正確に入力されていなかったことが原因であり、同名簿上の記載内容と当該オンライン記録の内容が一致している申立人のA社での厚生年金保険被保険者記録を同様に訂正することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚であって、申立人と被保険者期間が重複する期間は無いのものの、「申立期間当時に申立人と個人的な付き合いがあった。」としている二人から供述が得られたが、このうち一人は申立人が同社で勤務していたことを記憶しておらず、もう一人はB府で「C博覧会」が開催された昭和45年以降の事情しか記憶していない。

加えて、申立人は、申立期間においてA社で食品販売業務を担当していたと主張しているが、これら食品販売業務担当者と、業務上、日々接触の機会があったはずである申立期間当時の売上金の集金等業務担当者に照会したが、申立人を記憶していない。

また、申立期間中にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち調査に協力が得られた複数の者が、「申立期間当時、同社には労働組合が存在したため従業員の処遇に係る手続は適正かつ厳密に運用されており、自分の同社での厚生年金保険の記録にも疑問は持っていない。」旨の供述をしている。

さらに、A社は申立期間当時の記録を廃棄している上、申立期間当時から調査時点まで継続して同社に在籍している事業主を含む複数の者が申立人を記憶しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。